

事 務 連 絡

令和3年6月2日

国民健康保険中央会 御中

社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの副反応等の治療に際しての  
医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて(依頼)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い生じる副反応の一部について、治療法は確立していないものの、既存の薬剤の適応外使用による治療が検討されています。

診療報酬請求に関する審査に当たり、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの副反応等の治療における薬剤の適応外使用については、診療報酬明細書の摘要欄に記載されている投与の理由(診療の手引き、ガイドライン等(※))における現時点での知見や治療上の有益性と危険性を考慮した上で慎重に使用の適否が判断されたことなど)等も参考に、個々の症例に応じて医学的に判断していただくようお願いいたしますので、都道府県国民健康保険団体連合会及び支払基金の都道府県支部に対し周知方よろしく願いいたします。

なお、本事務連絡の写しを地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)、都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)宛て送付することを申し添えます。

(※ 日本脳卒中学会及び日本血栓止血学会による「血小板減少症を伴う血栓症の診断と治療の手引き」において、ワクチン接種後の血栓症の治療等に関して紹介されています。)